

## 休学等希望学生の扱いについて

平成16年3月13日  
代議員会 了解事項

学生が休学又は退学（以下「休学等」という。）を申し出た場合の扱いは、次の通りとする。

- 1、 学生の休学等の相談は、クラス担任教員が受けるものとする。  
学生から、事務局又はクラス担任以外の教員に相談があった場合には、クラス担任教員に相談するよう指導するものとする。
- 2、 クラス担任教員は、学生の休学等の申し出について相談に応じ、十分協議し、必要がある場合には、当該学生の保護者とも協議するものとする。
- 3、 学生から相談を受けたクラス担任教員は、必要がある場合には、その対応等について学科長又はカウンセラーに相談することができる。
- 4、 クラス担任教員が、諸事情等を勘案し、当該学生の休学等が止むを得ないと判断した場合には、教務課から願書の交付を受けて提出するよう伝えるとともに、教務課に対し、休学等の願書を当該学生に交付するよう連絡するものとする。
- 5、 クラス担任教員は、休学等の願いの提出を認めた場合には、直ちに学科長に対し、その旨報告するものとする。
- 6、 教務課は、学生から休学等の願書が提出された場合には、直ちにその旨を学科長及びクラス担任教員に報告するものとする。
- 7、 クラス担任教員は、指導経緯書を作成し、学科長に提出するものとする。
- 8、 休学等については、学科会議に諮るものとし、休学等を可とされた場合には、当該学科の教務委員は教務課を通じてその旨教務委員会に報告するものとする。
- 9、 教務委員会が、休学等を可とした場合には、その旨教授会に報告するものとする。
- 10、 教授会が、休学等を可とした場合には、その旨学長に報告するものとする。
- 11、 学長は、教授会の議に基づき、当該学生を休学等させるものとする。
- 12、 学生の休学等の許可日については、次のとおりとする。  
但し、休学の場合で、特に必要があるときは、他の許可日（月末）とすることができる。
  - (1) 休学等の諸手続きが、学生が休学等の願いを提出したクォータ内に終了した場合には、当該クォータの末日付け

- (2) 休学等の諸手続きが、学生が休学等の願いを提出したクォータを超えた場合には、学生が休学等の願いを提出したクォータの末日付け
- (3) 休学等の諸手続きが、諸事情により、学生が休学等の願いを提出したクォータから数個のクォータを超えた場合には、延滞した諸事情を十分精査し、  
適当と認めた許可日